

令和 8 年度多気地域統合こども園整備事業
統合こども園家電製品購入 仕様書

1. 件 名 令和 8 年度多気地域統合こども園整備事業
統合こども園家電製品購入
2. 目 的 本仕様書は、令和 9 年 4 月に開園予定の「多気地域統合こども園」において、安全かつ円滑な保育・教育活動を実施するために必要な家電製品を調達することを目的とする。
3. 品名・数量等 別紙「家電製品購入内訳書」のとおり
※内訳書において「壁掛け設置」と記載のあるテレビについては、本仕様書の「6. 納入条件」に基づき設置すること。
4. 納入場所 統合こども園建設予定地（多気町相可・四疋田地内）
5. 納入期限 令和 9 年 2 月 26 日
※建築工事の進捗状況により、納入時期を変更する場合がある。その際は、発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。
6. 納入条件 ア．同等品の扱い
別紙「家電製品購入内訳書」にメーカー名や型番の指定がある場合でも、機能、品質、耐久性、安全性が同等以上のもの（同等品）での納入を認める場合がある。同等品での納入を希望する場合は、入札日の令和 8 年 8 月 13 日までにカタログ等を提出し、発注者の承認を得ること。
イ．搬入・設置
① 納入にあたっては、指定された場所への搬入、組み立て、設置、調整までを受注者の責任において行うこと。搬入時に施設（壁、床、建具等）を損傷しないよう、必要に応じて養生を行うこと。万が一損傷した場合は、受注者の責任と負担において現状回復すること。
② 指定されたテレビについては、壁面への取り付け設置を行うこと。設置するテレビの重量・サイズに適した強度を有する金具を使用し、施工にあたっては、壁面の補強状況を確認した上で、脱落防止等の安全対策を十分に講じて施工すること。電源コード等

が露出する場合、極力目立たないようモール処理等を行うこと。

ウ．梱包材の処理

搬入・設置に伴い発生した段ボール等の梱包材等は、受注者が持ち帰り、適切に処分すること。

7. 検査及び検収 ア．受注者は、すべての備品の搬入・設置が完了した後、発注者の検査を受けること。

イ．検査の結果、数量不足、破損、不良、仕様との不適合が発見された場合は、受注者の責任において速やかに良品と交換または補充すること。

8. 製品保証及びアフターサービス

ア．納入物品の保証期間は、検査完了日から原則として1年間とする（但し、メーカーの保証期間が1年を超える場合はその期間とする）。

イ．保証期間内に、通常の使用状態において生じた故障や破損については、受注者の負担において速やかに修理または交換を行うこと。

ウ．保証期間終了後も、部品の供給や修理等のアフターサービスに迅速に対応できる体制を整えておくこと。

9. その他 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議のうえ決定する。